平成２１年（フ）第１１３８号
兵庫県西宮市松下町６番８―310号
債務者　松本節子こと　李　　節子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１６４号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番５号　シャルム南台Ⅱ305号
債務者　宮西　敦子（旧姓眞野）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７７号
兵庫県尼崎市崇徳院１丁目14番地
債務者　真鍋　喜久
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８２号
兵庫県西宮市甲子園一番町15番25―301号
債務者　岩元　直美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３２８号
北九州市八幡西区八枝３丁目７番１―202号
債務者　中尾　謙次
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３３８号
北九州市八幡西区岩崎３丁目１番16号
債務者　近藤　淑美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９４号
北九州市小倉北区日明２丁目15番15―202号
債務者　岡本　雪絵
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４３８号
北九州市小倉北区明和町３番27号グリーンハイツ204
債務者　大神健次郎（旧姓後藤・鎌田・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５３号
北九州市小倉南区横代北町５丁目３番12号
債務者　西村美由紀（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４７４号
北九州市戸畑区三六町13番４号
債務者　井上　直美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４８５号
福岡県中間市松ヶ岡３番14―301号
債務者　細原　久嗣
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９０号
北九州市門司区清見１丁目21番１―303号
債務者　新井あさみ（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９１号
北九州市小倉南区長尾３丁目13番13号
債務者　村橋　美幸
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９２号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊５丁目３－１
債務者　山田　里香（旧姓奥澤）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６号
北九州市門司区吉志１丁目２番６―503号
債務者　柳野　幸代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３３４号
福島県郡山市緑町９番６号
債務者　古川　聡美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
福島県郡山市うねめ町269番地
債務者　吉川　伸人
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
福島県郡山市うねめ町269番地
債務者　吉川　美恵
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係